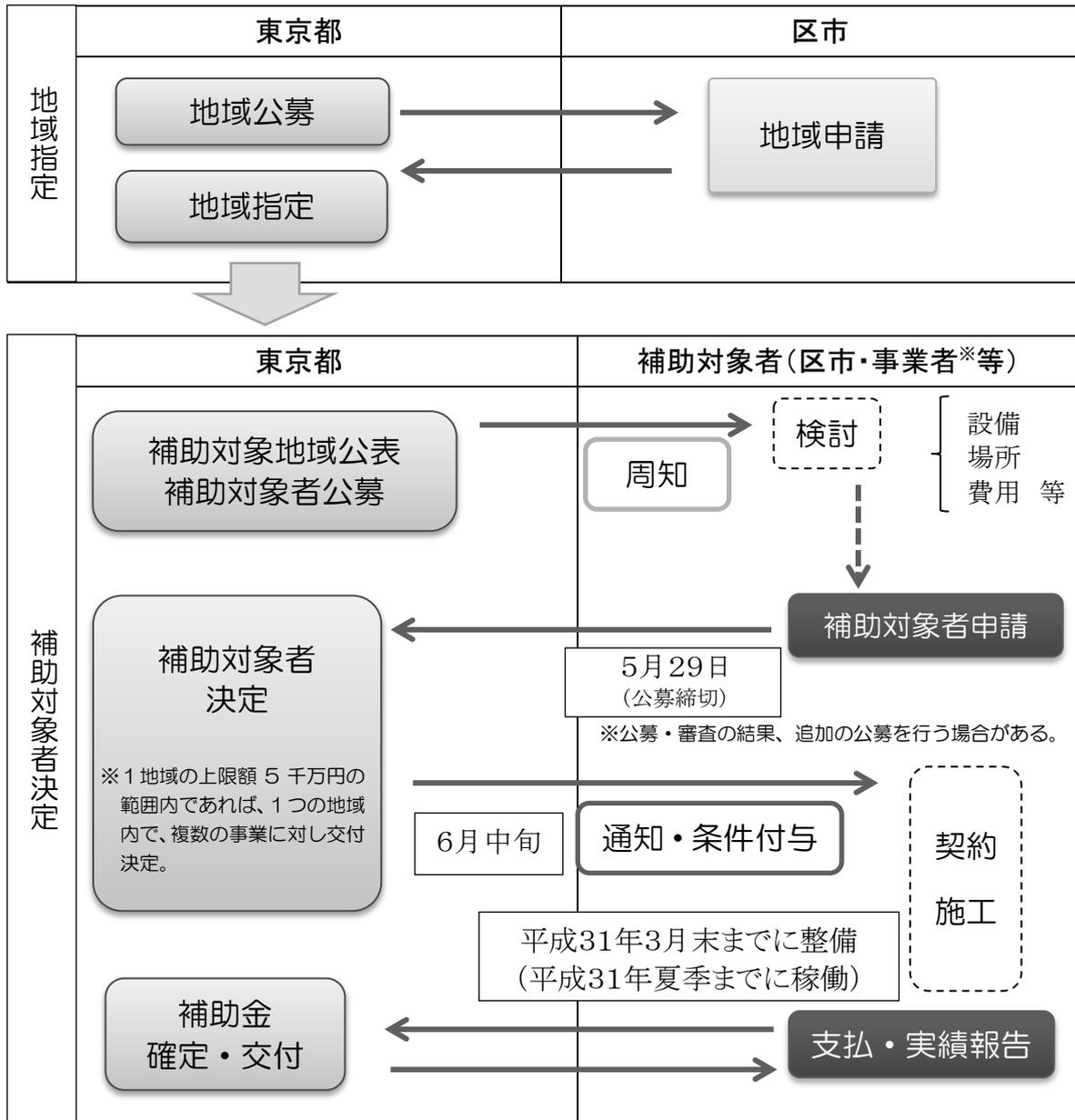


○事業の流れ（平成30年度事業）

- ① 本事業により、暑さ対策設備を整備しようとする地域を有する区市は、都に地域指定の申請を行います。（決定済み）
- ② 都は、区市からの申請を審査し、補助対象となる地域を指定するとともに、地域内で暑さ対策設備を整備する補助対象者（区市・事業者等）を公募します。
- ③ 本補助を受けようという補助対象者は、事業内容（整備する暑さ対策設備、場所、費用等）を検討した上で、都に対し申請を行います。（申請期限：5月29日（火））
- ④ 都は、補助対象者からの申請を審査し、予算の範囲内で、補助事業を決定します。



※本事業により、暑さ対策設備を整備しようとする事業者で、詳細をお知りになりたい方は、都の問い合わせ先にご連絡ください。（区市に対するご連絡はお控えください）

【問い合わせ先】 環境局地球環境エネルギー一部環境都市づくり課 03-5388-3566